

佐伯市佐伯駅周辺観光施設の指定管理者の公募について

佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第2条の規定により、佐伯市佐伯駅周辺観光施設の管理を行う指定管理者を次のとおり公募する。

令和8年8月28日

佐伯市長 富高 国子



1 施設の概要等

(1) 施設の名称及び所在地

名称 佐伯市佐伯駅周辺観光施設

所在地 佐伯市駅前2丁目6番37号、35号、3399番6、3563番7、3563番11、3579番7の一部、田ノ浦町3562番10

(2) 施設の概要

ア 佐伯市観光案内所（佐伯市駅前2丁目6番37号）

構造：鉄筋コンクリート造 延床面積：44.54㎡

イ 自転車格納庫及び貸出自転車（佐伯市駅前2丁目3399番6の一部）

構造：鉄骨造 延床面積：44.25㎡

ウ 駐輪場（佐伯市駅前2丁目3399番6の一部）

エ 佐伯サイクルステーション（佐伯市駅前2丁目6番35号）

オ 佐伯市営駅前駐車場（時間貸駐車場）（佐伯市駅前2丁目3399番6の一部）

28区画（普通乗用車、内身障者用1台）

カ 佐伯市営駅前第2駐車場（月極駐車場）（佐伯市駅前2丁目3563番7ほか3筆）

79区画（普通乗用車）敷地面積4筆計2,568.77㎡

(3) 施設の管理の基準

「8 募集要項等」の「(1) 募集要項」に定める募集要項による

(4) 管理施設の管理業務の範囲及び具体的内容

「8 募集要項等」の「(1) 募集要項」に定める募集要項による

2 指定管理者が必要とする資格等

応募しようとするものは、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 佐伯市内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。（※）

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。
 - (3) 佐伯市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
 - (4) 市税等を滞納していない法人等であること。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
 - (8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む法人等でないこと。
 - (9) 暴力団員が役員となっている法人等でないこと。
 - (10) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している法人でないこと。
 - (11) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している法人等でないこと。
 - (12) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している法人等でないこと。
 - (13) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している法人等でないこと。
- ※応募時に団体等設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

3 申請の受付期間等

- (1) 受付期間
令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く開庁日。
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 0 時 15 分まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。
- (3) 申請の方法
申請する場合は、受付期間内に申請書及び添付書面を市長に提出すること。
詳細は、8 の「募集要項等」を参照すること。

4 申請書に添付すべき書面等

申請に当たっては、以下の書類を市長に提出すること。なお、市長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書
〔指定手続条例施行規則（平成 17 年佐伯市規則第 29 号）に定める様式第 1 号〕

- (2) 管理施設の管理運営に関する事業計画書（募集要項様式第1号）
- (3) 管理施設の管理運営に関する収支計画書（募集要項様式第2号）
- (4) 誓約書（募集要項様式第3号）
- (5) 指定管理者として必要とする資格等を有することを証する書類
- (6) 定款、寄附行為の写し、規約又はこれらに類する書類
- (7) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 団体代表者の住民票抄本（マイナンバー無し）
- (9) 団体の役員名簿
- (10) 前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模など）
- (11) 前事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (12) 市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを証明するもの
（完納証明書）（滞納のない証明書）

5 選定の方法及び基準

佐伯市地域振興部及び商工観光部公の施設指定管理者選定委員会において、次のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定する。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができ、かつ、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

6 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定。

7 利用料金等に関する事項

(1) 利用に係る料金

本施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができます。利用料金については、市が条例で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

(2) 管理運営経費

本施設の管理運営は、利用料金収入及びその他収入による独立採算方式を採用します。指定管理者は各利用料収益を自らの収入とします。また佐伯市から予算の範囲内において委託料の支払いを行います。詳細については、「8 募集要項等」の「(1) 募集要項」に定める募集要項による。

8 募集要項等

(1) 募集要項

施設の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布は、次のとおりとする。

ア 配布開始日 令和8年8月28日(金)

イ 配布場所及び問い合わせ先

〒876-8585

佐伯市中村南町1番1号

佐伯市商工観光部観光課管理係

電話 0972-22-3358

FAX 0972-22-0025

メール ise-ebi@city.saiki.lg.jp

(2) 佐伯市ホームページによる情報提供

指定管理者の募集に関する情報(募集要項を含む。)については、佐伯市ホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.city.saiki.oita.jp>